

公害等調整委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改定案に対する
ご意見と公害等調整委員会の考え方

| 番号 | 項目 | ご意見 | ご意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|------|---|---|------------------|
| 1 | 第4条 | 第1項第二の「障害者等」の「等」とは、障害者以外の誰が含まれるのか。 【個人】 | 障害者の家族又はその他の関係者が含まれます。 | 無 |
| 2 | 別紙第3 | (正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)は全て削除すべきである。 【法人】 | ご意見の例示は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき記載したものであるため、原案のとおりといたします。なお、掲載されている例はあくまでも例示であり、個別の事案ごとに判断することが必要である旨を記載しています。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 | 無 |
| 3 | 別紙第4 | 2～合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、「 <u>障害に加えて</u> 」～は「 <u>障害があることに加えて</u> 」のほうがよい。 【個人】 | ご意見の内容については、基本方針の記載に即したものであるため、原案のとおりといたします。 | 無 |
| 4 | 別紙第6 | (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例) ○災害や事故が発生した際、～「 <u>聴覚障害のある者</u> 」に対し～とは、聴覚障害者だけではなく、聴覚障害があるものの、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものではない者も含まれるということか。 【個人】 | 本文第2条のとおり、障害者とは法律における「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となりますが、記載されているのはあくまでも例示であり、記載例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある旨を記載しております。個々の場面に即して合理的配慮を行うようにいたします。 | 無 |

| | | | | |
|---|----------|---|--|---|
| 5 | 別紙 第6 | (合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例) ○試験を受ける際に～必要な調整を行うことなく一律に対応を「 <u>断ること。</u> 」は「 <u>断る。</u> 」のほうがよい。 【個人】 | ご意見の内容については、基本方針の記載に即したものであるため、原案のとおりといたします。 | 無 |
| 6 | 別紙 第6 | (合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例) ○電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により～「 <u>メール</u> 」や電話リレーサービスを～は「 <u>電子メール</u> 」のほうがよい。 【個人】 | ご意見のとおり修正いたします。 | 有 |
| 7 | 別紙 第6 | (合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例)を挙げる場合は、拡大解釈されないよう十分注意した上で慎重に行うべきである。 【法人】 | ご意見の例示については、基本方針に基づき記載したものであるため、原案のとおりといたします。なお、記載されている例はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要である旨を記載しております。ご意見は、今後の参考にさせていただきます。 | 無 |

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者としています。